

■ 入札制度改正のお知らせ

松本市上下水道局では、松本市に合わせて建設工事における最低制限価格制度等の改正を行います。

令和元年9月1日以後に行う入札の公告又は指名通知に係るものから適用します。

【改正する制度】

- 1 松本市上下水道局最低制限価格制度
- 2 松本市上下水道局建設工事変動型低入札価格調査制度

【改正の内容】

●最低制限価格・調査基準価格の設定範囲(上限・下限値)の引上げ

最低制限価格・調査基準価格		
区分	改正前	改正後
上限・下限値	予定価格の <u>87.5</u> ~ <u>92.5</u> %	予定価格の <u>89.5</u> ~ <u>94.5</u> %
	ただし、総務課長等が特に必要と認めるものについては、予定価格の <u>70</u> ~ <u>90</u> % の範囲内とすることができる。	ただし、総務課長等が特に必要と認めるものについては、予定価格の <u>75</u> ~ <u>92</u> % の範囲内とすることができる。

※ 「解体工事」における最低制限価格又は調査基準価格については、「総務課長等が特に必要と認めるもの」として、予定価格の75~92%の範囲内で設定します。